

令和6（2024）年2月9日【金】
於 栃木県公館 大会議室

第186回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 令和6（2024）年2月9日（金）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 15名

山田委員、藤島委員、大森委員、佐藤委員、柁委員、
荒井委員、勝山委員（代）、藤巻委員（代）、信夫委員（代）、
難波委員（代）、小菅委員、渡邊委員、岩崎委員、螺良委員、
木村委員

※（代）は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第186回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、坂井県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○坂井県土整備部長 県土整備部長の坂井でございます。第186回都市計画審議会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより本県の都市計画行政の推進にあたりまして多大なる御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

まず、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震におきましては、石川県能登半島を中心に甚大な被害が発生したところでございます。犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

本県におきましても、災害に関しては、令和元年東日本台風や東日本大震災など大きな災害を経験しており、こうした、いつ起こるか分かり得ない巨大地震や豪雨災害などの自然災害に対する備え、対応力を強化していく必要があると考えているところでございます。

こうした中、県におきましては現在、都市計画区域マスタープラン策定に向けましてさまざまな検討をしているところでございます。都市計画の分野におきまして、災害に強いまちづくりの更なる推進に市町と共に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、都市計画区域区分や都市計画道路の変更に係る審議など、計6件の審議を予定しているところでございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の出席者でございますが、委員20名のうち15名に御出席いただいております。栃木県都市計画審議会条例第5条に定める定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、本日の付議議案について御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、大森会長よろしくお願いいたします。

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、本日は荒井敦子委員と山田健悦委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の案件といたしましては、お手元の次第にございますように、付議案件が6件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情

報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。本日は1名の方から傍聴の希望がございましたので、傍聴を認めることといたします。傍聴される方は、傍聴要領に従い、会議が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 幹事の都市計画課長の笹沼と申します。着座にて説明させていただきます。

それでは第1号議案について御説明いたします。お手元の議案書2ページの計画書を御覧ください。タブレット端末は事務局で操作いたしますので、そのまま御覧ください。見づらい場合は紙の資料を御覧願います。

それでは御説明させていただきます。本議案は、市街化区域と市街化調整区域の変更を行うものでございます。地区名は、壬生町のみぶ中泉産業団地地区となります。この地区について、市街化調整区域から市街化区域へ編入する変更を行うものでございます。

理由については記載のとおりですが、後ほど詳しく御説明いたします。

続きまして3ページの位置図を御覧ください。

みぶ中泉産業団地地区は、図面左上の赤線で囲んだ地区となります。北関東自動車道壬生インターチェンジの北西約4kmに位置し、みぶ羽生田産業団地の北東側に隣接した、面積約21.9haの地区となります。

それでは、変更の詳細について御説明いたしますので、お手元の参考資料1ページを御覧願います。

冒頭に御説明しましたが、みぶ中泉産業団地地区の位置は、ページ左側の位置図の赤斜線で示したとおりとなります。本地区は、北関東自動車道壬生インターチェンジから約4kmに位置するなど、交通利便性が非常に高い地区となっております。また、本地区の南西側のみぶ羽生田産業団地に隣接し、一体的な産業用地として効率的な土地利用を行うことができる地区となります。

次に、同じページ右側の「2 上位計画における位置づけ」として、令和3年3月に県が定めました宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる宇都宮都市計画区域マスタープランにおきまして、当該地区は「産業拠点地区」と位置づけ、研究開発機能や流通業務機能を含む産業の集積を図ることとしております。

また、新たな工業地の配置につきましては、交通利便性が高い高速道路のインターチェンジや主要な幹線道路周辺及び既存工業団地の隣接地などにおいて、良好な就業環境の形成や地域活性化を考慮いたしまして、必要規模を適切に配置するとしております。

次に、資料の右中段の「3 市街化区域編入の理由」について御説明いたします。

みぶ中泉産業団地地区については、農林業との土地利用調整が図られ、壬生町による市街地整備事業の実施が確実となりましたことから、一団のまとまりのある工業用地地区として、周辺環境に配慮した効率的な工業系土地利用を図るため、市街化区域に編入するものでございます。

なお、区域区分の変更に併せて、壬生町では、「4 区域区分の変更に係るその他の町決定の都市計画案件」に記載したとおり、用途地域の変更及び地区計画の決定を併せて行います。

参考までに、用途地域につきましては、「5 想定用途地域図」にありますとおり、隣接するみぶ羽生田産業団地と一体的な土地利用を図り、機能的な産業活動を確保するため、工業専用地域とする予定になっております。

なお、今回の区域区分の変更案につきましては、令和5年11月7日から21日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、変更案について、関係する壬生町の意見を聴取したところ、令和6年1月11日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんか。

では、御質問、御意見がないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長 では、続いて第2号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 続きまして第2号議案について御説明いたします。お手元の議案書5ページの計画書を御覧ください。

本議案で市街化区域と市街化調整区域の変更を行う地区は、小山市の小山第四工業団地地区となります。この地区につきましても、市街化調整区域から市街化区域へ編入する変更を行うものでございます。

理由は記載のとおりで、後ほど詳しく説明させていただきます。

6ページの「位置図」を御覧ください。

小山第四工業団地地区は、図面中央付近の赤線で囲んだ地区でございます。新4号国

道及び県道福良・羽川線に隣接し、既に工業用地として土地利用されている地区を含む、面積約23.5haの地区となります。

それでは、変更の詳細について御説明いたしますので、先ほどと同じように、お手元の参考資料2ページを御覧ください。

先ほど御説明しましたが、小山第四工業団地地区の位置は、ページ左側の「1 位置図」に赤斜線で示したとおりとなります。本地区は、新4号国道に隣接するなど、交通利便性が非常に高い地区でございます。また、既に工業系の土地利用が行われている地区を包含し、一体的な産業用地として効率的な土地利用を行うことができる地区となっております。

次に、同じページの右側の「2 上位計画における位置づけ」としまして、令和3年3月に県が定めました小山栃木都市計画区域マスタープランにおいて、当該地区は「産業拠点地区」と位置づけ、研究開発機能や流通業務機能も含む産業の集積を図ることとしております。

また、新たな工業地の配置につきましては、交通利便性の高い高速道路のインターチェンジや主要な幹線道路周辺及び既存工業団地の隣接地などにおいて、良好な就業環境の形成や地域活性化を考慮し、必要規模を適切に配置することとしております。

次に、資料右中段の「3 市街化区域編入の理由」について御説明いたします。

小山第四工業団地地区については、農林業との土地利用調整が図られ、小山市による市街地整備事業の実施が確実となったことから、既存の工業用地を含む一団のまとまりのある地区として、周辺環境に配慮した効率的な工業系土地利用を図るため市街化区域に編入するものでございます。

なお、区域区分の変更に併せまして、小山市では、「4 区域区分の変更に係るその他の市決定の都市計画案件」に記載したとおり、用途地域の変更及び、地区計画の変更を併せて行います。

参考までに、用途地域については、「5 想定用途地域図」にありますとおり、既存の工業団地を含む一団の産業団地地区として機能的な産業活動を確保するため、工業専用地域を指定する予定となっております。

なお、変更案につきましては、令和5年11月7日から21日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、変更案について、関係する小山市の意見を聴取したところ、本年1月9日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。藤島委員お願いします。

○2番（藤島委員） 参考資料の「3 市街化区域編入の理由」として、「周辺環境に配慮した効率的な工業系土地利用を図るため市街化区域に編入する」という説明でしたが、想定用途地域図のところで、新4号国道と県道福良・羽川線が交わるところに一部市街化区域に編入されないエリアがあるようです。この角地の部分を今回、市街化区域に編入しない理由を教えてくださいたいと思います。また将来編入する予定があるのかをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 御質問にありました新4号国道と県道福良・羽川線の交差点の角地は、今回、市街化区域への編入する区域には含まれておりません。そのため、工業団地としての整備も行われない地区となります。

こちらにつきましては、土地所有者の方に対して、工業団地整備事業に対する協力と用地買収の申し出を行って行っておりましたが、土地所有者の方が、事業自体に反対するものではありませんが、土地の買収については御理解をいただけませんでした。今後もこの土地を自分の土地として、住宅地のまま残したいとのことですので、今回、工業団地としての市街化区域へ編入する区域から除外したという状況でございます。

○2番（藤島委員） 今回の市街化区域への編入に対しては反対していないとのことでしょうか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 隣接はしていますが、今回の工業団地造成そのものと市街化区域への編入については、特に反対はされておりません。

○2番（藤島委員） ありがとうございます。

○議長 ほかに御質問等はございますか。

それでは、ほかに御質問、御意見等がないようですので、本案件につきましては、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件につきましては、原案どおり議決いたします。

○議長 続いて第3号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第3号議案について御説明いたします。3号議案につきましては、足利佐野都市計画道路の変更となっております。

それでは道路の位置について御説明いたしますので、議案書9ページの位置図を御覧願います。

今回変更する区間を含む足利佐野都市計画道路3・5・106号7丁目大前線の全区間の位置を、赤い線で表示しております。本路線は、足利市通7丁目を起点として足利市大前町を終点とする、延長約4,500mの幹線街路でございます。また、渡良瀬川

左岸側における足利市街地西部の外郭を形成する都市幹線街路となります。

次に、前のページに戻りまして、議案書8ページにあります計画書を御覧願います。この計画書では、今回変更する都市計画道路3・5・106号7丁目大前線の都市計画変更後の区域や構造などについて記載しております。

表の左端を御覧ください。種別は幹線街路となります。名称及び起点、終点、延長については、先ほども御説明したとおりの記載となっております。表の中ほどから下の行は、構造形式の内訳として、本路線の全延長約4,500mに対し、地表式、地下式の別を記載したものでございます。

ここで、地下式の区間とは、トンネルなど道路が350m以上連続して地下にある区間をいいます。地表式とは、それ以外で計画の道路面と地盤面との高さの差が5m未満の区間をいいます。本路線は、地表式の区間が4,050m、地下式の区間が450mとなります。

次に、構造のうち、車線数は2車線、地表式の区間の代表的な幅員は15.0m、地下式の区間の代表的な幅員は9.0mとなっております。また、地表式の区間における鉄道や他の都市計画道路等との交差構造は、幹線街路1・3・1号北関東横断道路との立体交差が1カ所、これ以外の都市計画道路である幹線街路と平面交差する箇所が3カ所となります。

変更の理由につきましては、表の下に記載のとおり、足利市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものでございます。

それでは変更の詳しい内容について御説明いたします。

参考資料の3ページを御覧願います。

ページの左上に位置図を掲載しております。赤い線で表示している路線が、今回変更する都市計画道路3・5・106号7丁目大前線の全区間となります。このうち、実際に変更する区間は、位置図の中央、「A」と表示された青い点線の枠内となります。ページの下半分にある「2 変更箇所詳細図」が、左上の位置図の青い点線枠内を拡大したものとなり、赤色で旗上げされた区間が変更区間となります。

この変更箇所詳細図に水色の太い破線で記載した区間は、現在設計を行っている（仮称）足利スマートインターチェンジとして、都市計画道路1・3・1号北関東横断道路、つまり北関東自動車道のことですが、これと本路線を接続する区間をあらわしております。

本路線における今回の変更は、（仮称）足利スマートインターチェンジ整備計画に伴い都市計画を変更するものでございます。

具体的な変更内容を御説明いたします。同じページ右上にあります「3 横断図」を御覧願います。

ここでは、現計画と変更計画案の横断図を表示しております。一番上の段は、黄色の

タイトルにあるとおり、現計画の一般部と交差点部の横断図でございます。2段目、3段目は、赤字のタイトルのとおり、変更計画案の一般部と交差点部の横断図をそれぞれ表示しております。

先ほど変更箇所詳細図で御説明したとおり、(仮称)足利スマートインターチェンジが本路線に接続してくるため、新たに主要な交差点が2カ所できることとなります。このため、横断図の3段目にあるとおり、道路の中央に幅員約3.0mの右折付加車線を設ける変更を行うものでございます。また、1段目の現計画の横断図では幅員が15.0mの計画となっているのに対し、真ん中の段にある変更計画案の一般部では幅員14.5mとなっております。

次に、参考資料4ページを御覧願います。変更の概要についてイメージしやすいように、図を用意いたしました。

上下の横断図を比べて大きな変更点としては、現計画では道路の両側に幅員3.5mの自転車歩行者道を設けております。これに対し変更計画案では、自転車と歩行者の通行空間を分離し、歩行者は幅員2.5mの歩道を、自転車は幅員1.5mの路肩を通行するものとし、歩行者と自転車の接触といった事故発生リスクを抑制し、安全性の向上を図るものでございます。

また、車線の幅員については、現計画の3.0mから3.25mに変更となっております。これは、(仮称)足利スマートインターチェンジにより、北関東自動車道と接続することにより、本路線の将来交通量が一日あたり約10,900台となることが推計されていることから、基本的な道路の構造規格の基準としている道路構造令等に基づき、車線幅員は3.25mとするものでございます。

ここで、再度、議案書を御覧いただき、8ページの計画書を御覧願います。

今回の変更は、本都市計画道路全体の延長約4,500mのうち、約1,100mの区間について変更するものでございます。計画書に記載する道路幅員は、この路線の代表幅員、つまり最も延長の長い区間の幅員を記載することとなっております。このため、本路線の代表幅員及び起終点や延長などに変更は生じないため、計画書についての変更はございません。

変更内容に関する説明は以上でございます。

なお、本変更案につきまして、令和5年11月7日から11月21日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係市である足利市に対して意見を聴取しましたところ、令和6年1月16日付で「特に意見ない」旨の回答を得ております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえて、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見はいかがでしょうか。藤島委員お願いします。

- 2番（藤島委員） 先ほど、スマートインターチェンジができるということで、将来の交通量を見通して今回の変更を行うという説明でした。スマートインターチェンジが整備されることによって、7丁目大前線も交通量が増えるとの説明がありましたが、実際にスマートインターチェンジを利用する交通量はどの程度あるのか、またその影響がどの程度あるのかをお教えください。
- 幹事（栃木県都市計画課長） 足利スマートインターチェンジを利用する交通量についてですが、1日当たり約2,800台の利用が見込まれるという推計結果が出ています。また、7丁目大前線の影響につきましては、足利スマートインターチェンジへの交通量2,800台を見込んだ形で、先ほど御説明したとおり約10,900台と見込んでおり、それに基づいて設定している状況でございます。
- 2番（藤島委員） ありがとうございます。
- 議長 ほかにございますか。どうぞ。
- 19番（木村委員） この件については、過去にも足利市においてスマートインターチェンジを整備する計画がありましたが、足利市において取付道路の整備に約15～16億円の費用がかかるということで、事業化には至りませんでした。その後、佐野市でスマートインターチェンジ整備の計画ができ、佐野市でスマートインターチェンジが完成しました。我々は、取付道路を県道とし、県で整備ができないかと長年お願いし、今回、足利市の西側の玄関口として、晴れてスマートインターが整備されることとなりました。地域住民は期待しておりますので、引き続きお願いしたいと思っています。
- 議長 御意見ありがとうございます。幹事の方で何かございますか。
- 幹事（栃木県道路整備課長） 事業を実施しております栃木県道路整備課の齋藤と申します。本事業については、委員がおっしゃるように、足利の西の玄関口として、近隣にある足利日赤病院までの救急医療のアクセス道路等にもなりますので、県としても精いっぱいやっていきたいと思っております。
- 議長 そのほか、何か御質問等はございますか。それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。
-
- 議長 続きまして第4号議案「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的考え方について」を議題といたします。この件につきましては、議案書の11ページにございますように、令和5年1月20

日に栃木県知事から本審議会宛に諮問がありましたので、本審議会ですら最初から議論するのではなく、その前に学識経験者に調査検討を行っていただくこととし、「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会」を設置したところです。本日は、同専門委員会からこれまでの調査検討した結果を取りまとめた報告書が提出されております。専門委員会から報告をいただいた後、栃木県知事から諮問を受けた内容について、審議会としての答申内容の審議をお願いしたいと思います。

それでは、同専門委員会の委員長でもあります佐藤委員から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○4番（佐藤委員） それでは、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況につきまして御報告させていただきます。

議案書12ページを御覧ください。

昨年2月の第184回栃木県都市計画審議会において、知事から、「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方」について諮問を受け、「目指すべき都市構造」など3つの観点について調査検討してまいりました。

はじめに、「目指すべき都市構造」について御説明いたします。前回は、都市の現状等を踏まえた都市づくりの課題と方向性などについて、本審議会に御報告させていただきました。本日は、その後検討してきた結果を含め取りまとめることができましたため、御報告させていただきます。

議案書16ページを御覧ください。

「目指すべき都市構造」については、ページ中段にありますとおり、現在の“とちぎの都市ビジョン”の目指すべき都市構造である多核ネットワーク型都市構造「とちぎのスマート・プラス・コンパクトシティ」を継続することとしました。

前回の本審議会においても中間報告させていただきましたが、「自然災害の頻発・激甚化」や「カーボンニュートラルの実現」、「デジタル化の急速な発展」といった新たな視点により検討した結果、人口減少や超高齢社会の進行に対応した「拠点づくり」や「交通ネットワークの強化」といったこれまでの課題に加え、頻発・激甚化している自然災害を踏まえた「暮らしの安全安心と国土強靱化」、カーボンニュートラルの実現を踏まえた「脱炭素化と資源循環」といった新たな課題を設定したところです。

これらへの対応を図るためには、デジタル技術を徹底活用することなどが必要であるとし、これまで本県が目指してきた都市構造である、多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート・プラス・コンパクトシティ」が最も有効であると考え、これを継続するというものです。

この多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート・プラス・コンパクトシティ」は、デジタル技術を徹底活用し、あらゆる面で最適化した都市運営を行うデジタルを対象とした「スマートシティ」と、拠点を形成し、それら拠点間の有機的連携により、デ

デジタルでは代替できない機能やサービスの維持向上を図り、持続可能な都市づくりを目指すリアルを対象とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」を組み合わせたものです。

このようなデジタルとリアルの融合により、サービスが継ぎ目なく展開される都市の形成を図り、多様な暮らし方・働き方の受け皿を確保し、ウェルビーイングを向上させるとともに、県土全体にわたる持続的発展につなげていこうとするものです。

この目指すべき都市構造の実現に向けて、3つの基本姿勢と5つの基本目標を掲げております。

現在の“都市ビジョン”と比べると、今回は基本姿勢に「まちづくりDXの推進」を新たに加え、デジタルを徹底活用していくとしたところです。

また、基本目標については、課題3の「暮らしの安全・安心確保と国土強靱化」に対応した「災害に強くてしなやかな都市づくり」と、課題4の「脱炭素化と資源循環」に対応した「環境にやさしい脱炭素型都市づくり」としたところです。

これ以外の3つの基本目標は、これまでの基本目標を継続するもので、基本目標1は規模や役割に応じた拠点づくりを進めるというもの、基本目標2は交通ネットワークをはじめとする移動サービスの維持強化等、基本目標5は本県の魅力といったポテンシャルを最大限活用していこうというものです。

それぞれの基本目標の配下には、具体的な取組がイメージできるような戦略を定めることとしております。

以上が、目指すべき都市構造に関する考え方についての調査報告となります。

続いて、都市計画区域と区域区分に関する考え方について御報告させていただきます。議案書19ページをお開きください。

本県では、栃木県都市計画区域図に示すとおり、17の都市計画区域があります。これらの都市計画区域は、人口や産業、開発の動向、インフラの整備状況など、都市活動の実態をなす生活・経済活動の範囲が、一体の都市としてふさわしい一定の広がりを持った区域であり、これを対象として都市計画区域マスタープランを策定しております。

まず、都市計画区域の考え方について御報告させていただきます。議案書の17ページをお開きください。

現在、県内では、都市計画区域を2つ以上有する市町は栃木市と鹿沼市の2市がございます。栃木市と当時の西方町が合併し栃木市となりましたが、西方都市計画区域は小山栃木都市計画区域と統合しておりません。また、鹿沼市も当時の粟野町と合併し鹿沼市となりましたが、同様に都市計画区域は統合せず、西方及び粟野都市計画区域は、それぞれ単独の都市計画区域として継続しております。

今回、この都市計画区域の統合について検討しました。

検討の結果、両市とも、地形等の自然的条件や日常生活圏といった視点から、一つの

市として都市のつながりは見られますが、人口、産業及び開発の動向などを勘案すると、無秩序な市街化が促進する可能性は低いと考えました。

また、栃木市及び鹿沼市とも、地元の意向等を勘案し都市計画区域はそのままとした考えであることから、今回は、都市計画区域をそのまま併存させることが妥当であると考えました。

また、都市計画区域の拡大に関しては、現在、都市計画区域外となっている地域の地形をはじめ、人口、産業及び開発の動向などを考慮すると、都市計画区域外へ無秩序に市街地が拡大する可能性は低いことから、今回、都市計画区域を拡大する必要性は低いと考えました。

なお、都市計画区域の統合及び拡大に関しては、今後も社会情勢等を注視し、大きな変化が認められた場合などは、適宜、検討する必要があると考えます。

続きまして18ページをお開きください。区域区分の考え方について御報告させていただきます。

本県では宇都宮、足利佐野、小山栃木の都市計画区域において区域区分を定めております。区域区分を定めてきたことで、市街地の人口密度は、都市全体の人口が減少している中でも概ね維持され、店舗や病院などの都市機能の立地についても一定の水準が保たれている状況です。

また、計画的で秩序ある市街地の形成と、道路や公園、下水道といったインフラの効率的な整備についても大きな役割を果たしてきたことなどから、区域区分を定めてきた効果が認められると考えております。

このため、区域区分については、今後も継続していく必要があると考えます。

ただし、本県の成長を牽引し、地域の活力と持続可能性を高める土地利用を行うことは重要であるため、計画的な市街地整備と併せた区域区分の変更について適宜検討する必要があると考えます。

以上が専門委員会による調査結果でございます。

○議長 佐藤委員、ありがとうございました。ただいまの栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会から御報告のありました内容について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

現行のものに、「暮らしの安全安心と国土強靱化」、また「脱炭素化と資源循環」という2つの課題に着目して、「とちぎのスマート・プラス・コンパクトシティ」が引き続き継続する都市構造ということで、基本的な考え方をまとめているということですが、都市計画区域と区域区分の変更はなしということですが。

それでは、特に御質問等がないようでしたら、本案件については、専門委員会報告書を当審議会として了承することとし、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議ございませんので、この内容で知事に答申することといたします。

なお、専門委員会につきましては、都市計画区域マスタープランが策定されるまでの期間が任期となっておりますので、引き続きマスタープランの内容について調査をお願いすることとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、幹事から今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。

今回御報告いただきました「目指すべき都市構造」につきましては、その内容を「とちぎの都市ビジョン」の案として取りまとめ、来月、パブリックコメントを実施していきたいと考えております。パブリックコメントでの県民の皆さんからの御意見を踏まえまして、最終的には、今年夏ごろに「とちぎの都市ビジョン」を決定いたしまして公表したいと考えております。

なお、公表にあたりましては、次回以降の都市計画審議会に報告させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールについては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。今後のスケジュールについて何か御質問等はございますか。

特にないようですので、ただいまの御説明のとおり今後進めていただきますようお願いいたします。

○議長 続きまして第5号議案「足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきましては、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは御説明させていただきます。お手元の議案書の20ページからが第5号議案でございます。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、民間事業者が佐野市内に計画いたします産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御審議いただくものでございます。

第5号議案につきましては、特定行政庁である佐野市長から本審議会に付議されておりますことから、これ以降は佐野市都市建設部建築指導課長からの説明となります。では、よろしく願います。

○特定行政庁（佐野市都市建設部建築指導課長） 佐野市建築指導課長の武富です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第5号について御説明いたします。参考資料の49ページを御覧くだ

さい。

ページの中ほどに条文を抜粋しておりますが、建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされております。一方、ただし書きとしまして、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は、この限りではない」とされております。

本案件について建築基準法第51条ただし書きの許可が必要になる理由ですが、枠内の※1位置の制限を受ける処理施設を御覧ください。廃棄物処理法施行令に定める一日あたりの処理能力が、基準値である5トンを超える木くずの破碎処理施設の新築であるため、建築基準法施行令第130条の2の2に定める処理施設に該当いたします。従いまして、本案件は当該ただし書きにおける許可が必要となります。

それでは議案の内容について説明させていただきます。参考資料50ページを御覧ください。

左側「1 位置図」を御覧ください。対象となる敷地の位置を赤枠で示しております。

場所は、東武鉄道佐野線田島駅から南西へ約600mに位置しており、用途地域の指定がない「市街化調整区域」となっております。この区域の立地要件としましては、都市計画決定されている田島地区地区計画により建物を新築することができることとなっております。そして、当該地周辺の状況に関しましては、主に農地や事業系の土地となっており、学校、病院、福祉施設などや住居系用途地域との位置関係につきましては、周辺にはございません。

なお、当該地は、「佐野市防災ハザードマップ」の洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域、いわゆる氾濫流に含まれておりますが、災害対策として、地区計画において氾濫流の被害想定区域高さよりも50cmほど高く盛土する計画となっております。ハード面だけでなくソフト面での対策として、廃棄物を建屋内に保管することで、災害時に施設外への流出を防ぐ計画となっております。また、施設内従業員の避難対策についても、万が一の場合に垂直避難をすることができる計画としていることから、安全上及び衛生上支障がないものと考えております。

次に「2 施設の概要」を御覧願います。

本案件は、事業者が新たに木質燃料チップ製造を目的とした産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設の設置を計画する内容となっております。

なお、製造された木質燃料チップについては関連事業者へ売却し、発電燃料となる生木チップは隣接地に設置するバイオマス発電所へ、建設廃材チップは県内外の事業者へ主に搬出する計画となっております。また、発電燃料として適正な大きさとならなかったおがくず状の細かなアンダーサイズの木質チップについては、県内外の畜産農家へ堆

肥原料として売却するなどの計画となっており、本来捨てられるはずの廃棄物が木質燃料チップとして発電の原料として用いられます。資源循環性の観点から、環境負荷の低減に寄与するとともに、地域資源を活かし、安定した電力供給を行えることが期待できるものと考えております。

続きまして「3 施設配置図」を御覧ください。

施設の配置でございますが、敷地に大きくオレンジ色で示したものが破碎処理施設となりまして、灰色で示したものが事務所及び機械室などの附属建築物となっております。

事業者において、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、粉じん、騒音及び振動に関する「生活環境影響調査」を実施しており、評価を行っています。評価の結果、いずれも基準などを下回っており、周辺地域の生活環境への影響は軽微であると考えております。従いまして、周辺状況や調査結果を総合的に勘案して、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

当該地への廃棄物の運搬は、国道50号から新設する道路を経由し搬入することとしております。小型車については、加えて市道植野279号線から開発道路を経由することも可能としております。搬出については、開発道路から隣接地発電所もしくは国道50号に出ることとなります。同様に、市道植野279号線に出ることも可能です。道路幅員については、開発道路が11～12m、市道植野279号線は最大9.5mまで拡張する計画となっており、幅員及び構造共に支障ありません。また、これらの道路は近隣小中学校の通学路にはなっておりません。そのため、通行上も支障ないものと判断しております。

なお、地元との調整につきましては、事業者が令和5年8月に田島町会に対し事業内容について説明を行い、反対意見などはありませんでした。

以上のことから、「本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないもの」と考えております。

議案第5号の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。藤島委員お願いします。

○2番（藤島委員） 今の御説明で、都市計画上支障がないということは理解しました。1つ教えていただきたいのは、当該地の東側に建物がありますが、こちらの建物は現在どのような状況なのかを教えてください。

○特定行政庁（佐野市都市建設部建築指導課長） 地図上では当該地の東側に建物があり、現況で建設機械を販売する店舗兼事務所となっております。

こちらの地域は、建物がある土地も含めて地区計画を定めております。既存の建物は建て替えを行う計画があり、今後地区計画の内容に合った建て替えを行うことになりま

す。以上となります。

○2番（藤島委員） 地区計画の区域内ということですね。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、質問も1件ございましたが、本案件につきましては、都市計画上支障ない旨、佐野市長に答申することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件につきましては、都市計画上支障ない旨、佐野市長に答申いたします。

○議長 続きまして第6号議案「足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第6号議案について御説明いたします。6号議案についても、特定行政庁である足利市長から本審議会に付議されたものでございますので、説明につきましては、足利市都市建設部建築指導課長からの説明となります。ではお願いします。

○特定行政庁（足利市都市建設部建築指導課長） 足利市建築指導課長の日下部と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、第6号議案について御説明いたします。参考資料の51ページを御覧いただきたいと思っております。

建築基準法第51条につきましては、第5号議案にて御説明のあったとおりでございます。

本案件について建築基準法第51条ただし書きの許可が必要になる理由ですが、枠内※2政令で定める規模の基準を御覧ください。当該地は工業専用地域内に位置していることから、建築基準法施行令第130条の2の3、第1項第三号の赤字部分で示す「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る用途変更」時に「政令で定める規模」を超える場合に許可が必要になります。「政令で定める規模」は、同号「チ」及び「ヌ」に掲げられております。廃プラスチック類の破碎施設については、一日の処理能力が6トンを超えるものに該当いたします。木くず又はがれきの破碎施設については、一日の処理能力が100トンを超えるものに該当いたします。

以上の理由をもちまして、本案件は当該ただし書きにおける許可が必要となるものでございます。

本案件は、当該地周辺一帯において廃棄物処理場を営んでいる事業者が、効率向上を図るため、選別施設として稼働している当該建物内に、廃プラスチック類・木くず又はがれき類の破碎機を新たに設置するものでございます。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。参考資料52ページを御覧ください。

左側「1 位置図」を御覧ください。

対象となる敷地の位置を赤枠で示しております。場所は、JR足利駅から北東へ約1.8kmに位置しており、用途地域は工業の利便の増進を図る地域である「工業専用地域」となっております。

当該地へは、市道真砂町1号線から搬入し、市道富士見町3号線から搬出することとしております。

次に、「2 施設の概要」を御覧ください。

事業者は、各種工場・建設現場等から排出される産業廃棄物、廃プラスチック類等の破砕等の処理を行い、処理後は再生材・有価物・熱源等にして搬出する、産業廃棄物中間処理施設を営んでおります。

今回の産業廃棄物の破砕施設は、既存の選別施設内に新たに破砕機を設置するものでございます。現在は、選別後に別敷地にある破砕施設へ搬出して処理していますが、その一部を選別施設と同じ建物内で破砕することにより、工場間の移動を減少させるものでございます。処理後は、運搬車により、再生・売却・埋め立て等を行う処理施設へ搬出いたします。

なお、当該地は、以前から事業を営んでおり、かつ今回は既存工場での受け入れ分を処理するものであり、新たに受け入れ量等が増加するものではないことから、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

「3 施設配置図」を御覧ください。

処理施設の配置でございますが、敷地中央の黒枠で囲った既存建築物内に黄色で示した選別施設が既にあり、同建築物内に赤色で示した破砕機4台を設置する計画となっております。

周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、騒音及び振動等に関する「生活環境影響調査」を実施しており、評価を行っております。評価の結果、いずれも基準等を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題ないと考えております。

また、前面の市道真砂町1号線及び市道富士見町3号線は、幅員がそれぞれ6.5m、7.8mとなっており、運搬車両の通行に支障がないものと考えられます。市道富士見町3号線からトンネル通りに接続する弥生町1号線等は、近隣小学校の通学路となっておりますが、幅員は9m程度で、歩道部分にガードレールが設置されております。その他、一般歩行者にも十分注意し、車両の通行を行います。

以上のことから「本施設の敷地の位置については都市計画上やむを得ないもの」と考えております。

第6号議案の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。木村委員お願いします。

○19番（木村委員） 計画地は小さい範囲ですが、工業専用地域が指定されています。かつて足利市は繊維業の町でした。プリントを捺染でやっており、市内各所で塗料による柄をつける作業が行われておりましたが、年々環境基準が厳しくなったことから、これらの工場を1カ所にまとめようと、かつては田んぼだったこの地域に工業専用地域が指定されました。足利市の基幹産業であり、繊維業をなくすわけにいかないということで、足利市が市内に散らばっていた捺染を行っている会社を1カ所にまとめ、この地域にまとめて工場がつくられたのです。その後、繊維業が衰退し、繊維業者が数少なくなり、工業専用地域内にある土地を今回の事業者が少しずつ買い、ほとんどの土地を購入しました。その後、廃棄物処理施設がつくられ、焼却施設も検討されています。

足利市が、市の南部に工業専用地域の工業団地をつくりましたが、焼却を行う事業者は立地できないため、新たに焼却を行うことでできる場所がない状況にあります。廃棄物はどこかで受け入れ、処理しなければならないものですが、場所についてはどこでも良いというものではありません。現在、この地域は、学校や商店街や農協があり、そのような地域に廃棄物処理施設がつくられて良いのかというもどかしさがあります。

そのような状況を踏まえ、破碎によって生じる音はどうか。また、インターチェンジが近いので事業者にとっては有利な場所ですが、日常の車両がどのくらい通過するのかを教えてくださいたいと思います。

○議長 騒音と交通量に関する御質問ですが、幹事の方からお答えいただけますか。

○特定行政庁（足利市都市建設部建築指導課長） 機械の音についてですが、「生活環境影響調査」におきましては、県の条例の基準値は下回ると想定されています。

また、機械についても、できるだけ音が出ない、低騒音の機械を使うと聞いております。

車の台数につきましては、1日54台と聞いております。以上でございます。

○19番（木村委員） かつてこの事業者は火災を起こしたこともあるため、気をつけて事業を行っていただければありがたいと思っています。

臭いもあります。この地域は、市街地であり商店街もあります。そのような場所ですが、工業専用地域ということでこの場所が選定されています。工業団地をつくるときに、業種を限定するのはおかしいと思います。他に立地できるところがないため、工業専用地域であるこの場所に施設をつくらなければならない状況にあります。事業者自身も立地できる場所がここしかないということで申し訳ないという気持ちは感じていると思います。金儲けをすることは良いことであり、大いにやっていただきたいのですが、近隣に迷惑をかけてはいけないと今日まで伝えてきました。

この先焼却施設をつくることがありましたら、地域を挙げて反対ということになるかと思っておりますので、ぜひこの破砕施設で止めていただければありがたいと思っています。以上です。

○議長 御意見ありがとうございます。幹事の方から何か今の点ございますか。

○特定行政庁（足利市都市建設部建築指導課長） 御意見承りました。

焼却場の位置についてですが、都市計画上は工業専用地域では可能というのが現状でございます。焼却場については現在協議中と聞いておりますので、今後の推移を十分注視していきたいと思っております。

○19番（木村委員） 今後、焼却施設をつくる可能性があるのではないかと危惧しております。工業専用地域であるからこの場所に施設をつくるという計画であるならば、厳しいのではないかと感じます。

工業専用地域を指定した当時は何もなかったが、現在は環境や風景が変わっています。気をつけていただきたいということです。

○議長 御意見ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、1件の御意見がございまして、これまでの当地域、事業者の背景などもお聞かせいただきました。今後、いろいろと気をつける点が都市計画上あるようですが、今回の敷地の位置に関しては、破砕処理の施設ということで、騒音の件も振動の件も基準を満たしているということで、生活環境への影響はほぼ生じないということですので、本案件につきましても、都市計画上支障ない旨、足利市長に答申することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件につきましては、都市計画上支障ない旨、足利市長に答申いたします。

○議長 続きまして報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」事務局から御報告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは報告事項について御報告いたします。

報告第1号「市町村の都市計画決定について」御報告いたします。資料を御用意ください。

令和5年8月2日から令和6年2月8日までの間に、県内の市町村が都市計画決定を行いました案件について、御報告するものでございます。

1ページを御覧ください。

こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。表の一番下にある計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものの小計が4件、都市施設に関するものの小計が4件、合計8件が都市計画決定されております。

なお、それぞれの計画の概要については2ページに、位置図については3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということですので、後ほど資料の御確認をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

お手元の資料でございますが、不要な場合には、机の上に置いたままにさせていただいて結構でございます。

本日はありがとうございました。

午後2時55分 閉会